

# 山形県建築物耐震改修促進計画

山 形 県

令和8年3月

(平成19年 1月策定)  
(平成26年 5月改定)  
(平成28年 2月改定)  
(令和 3年 3月改定)  
(令和 5年12月一部改定)  
(令和 8年 3月改定)

# 目 次

第1章 目 的.....	1
第2章 計画の位置づけ.....	1
1 計画の位置づけ.....	1
2 計画期間.....	1
第3章 住宅・建築物の耐震化等の実施に関する目標.....	1
1 想定される地震の規模及び被害状況.....	1
2 耐震化の現状と課題.....	2
3 耐震化率の目標.....	5
第4章 住宅・建築物の耐震化等の促進を図るための施策.....	5
1 所有者、県、市町村、建築関係団体等の役割.....	5
2 耐震化等の促進に向けた支援.....	6
3 耐震化等実施への環境整備.....	6
4 地震時の住宅・建築物の総合的な安全対策.....	6
5 避難路沿道建築物の状況把握.....	7
6 その他の促進策.....	7
第5章 住宅・建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発等.....	7
1 地震ハザードマップの活用.....	7
2 相談体制整備・情報提供の充実.....	7
3 広報、講習会、啓発活動の実施.....	7
4 自治会との連携.....	8
第6章 法に基づく指導等.....	8
1 耐震改修促進法による指導、助言等の実施.....	8
2 建築基準法による勧告、命令等の実施.....	9
第7章 その他関連施策の推進.....	9
1 空き家の耐震化.....	9
2 住宅性能表示制度の活用.....	9
3 地震保険の加入推進.....	9
別表 1.....	10
別表 2.....	11
参考資料.....	13

# 第1章 目 的

「山形県建築物耐震改修促進計画」（以下「促進計画」という。）は、地震による住宅・建築物の倒壊等の被害を最小限に抑え、県民の人命や財産を保護するため、県、市町村及び関係団体が連携して耐震診断・改修等を促進することを目的とする。

## 第2章 計画の位置づけ

### 1 計画の位置づけ

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第5条第1項に基づき策定し、山形県地域防災計画（震災対策編）、事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画を上位計画として、住宅・建築物の耐震改修に関する施策の基本的な方向性を示す。

### 2 計画期間

計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とする。

## 第3章 住宅・建築物の耐震化等の実施に関する目標

### 1 想定される地震の規模及び被害状況

県内には、主要な4断層帯があり、平成14年から政府の地震調査委員会による長期評価が公表されている。特に山形盆地断層帯、長井盆地西縁断層帯、庄内平野東縁断層帯の長期評価においては、想定される地震のマグニチュードがそれぞれ7.8、7.7、7.5程度と示され、阪神・淡路大震災を上回ると見込まれている。

また、今後30年以内に地震が発生する確率は、山形盆地断層帯（北部）が0.003～8%、新庄盆地断層帯（東部）が5%以下、庄内平野東縁断層帯（南部）がほぼ0～6%と、全国の主な活断層の中では発生確率が高いグループに属する。

（表－1） 想定地震の長期評価

区分	震源	地震の規模	位置	長さ	30年以内発生確率	
内陸	山形盆地断層帯	全体	M7.8程度	大石田町～上山市	約60km	
		北部	M7.3程度	大石田町～寒河江市	約29km	0.003～8%
		南部	M7.3程度	寒河江市～上山市	約31km	1%
	長井盆地西縁断層帯		M7.7程度	朝日町～米沢市	約51km	0.02%以下
	庄内平野東縁断層帯	全体	M7.5程度	遊佐町～旧藤島町	約38km	
		北部	M7.1程度	遊佐町～庄内町	約24km	ほぼ0%
		南部	M6.9程度	庄内町～旧藤島町	約17km	ほぼ0～6%
	新庄盆地断層帯	東部	M7.1程度	新庄市～舟形町	約22km	5%以下
西部		M6.9程度	鮭川村～大蔵村	約17km	0.6%	
海溝型	日本海東縁部 (山形県沖)	M7.7前後	山形県沖	北側 50km 南側 70km	ほぼ0%	

出典：地震調査研究推進本部による長期評価、発生確率の算定基準日：令和8年1月1日

県が調査した、想定される地震における被害想定について表－2に示す。

被害想定が最大で広範囲にわたる山形盆地断層帯を震源域とする地震では、県内全域で被害が予想されており、全壊・半壊する建物約 89,000 棟、死者約 2,000 名、負傷者約 22,000 人、建物被害による避難者約 95,000 人と見込まれている。

(表－2) 県内断層帯の被害想定調査結果 (発生ケースは冬季の早朝を想定)

断層名	山形盆地断層帯	長井盆地西縁断層帯	庄内平野東縁断層帯	新庄盆地断層帯
公表年月日	平成14年12月	平成18年6月	平成18年6月	平成10年3月
想定マグニチュード	M7.8	M7.7	M7.5	M7.0
建物全壊	34,792棟	22,475棟	10,781棟	1,295棟
建物半壊	54,397棟	50,926棟	23,618棟	5,342棟
死者	2,114人	1,706人	915人	110人
負傷者	21,887人	16,405人	9,694人	2,585人
避難者	94,688人	78,849人	41,044人	7,776人

出典：山形県地域防災計画（震災対策編）

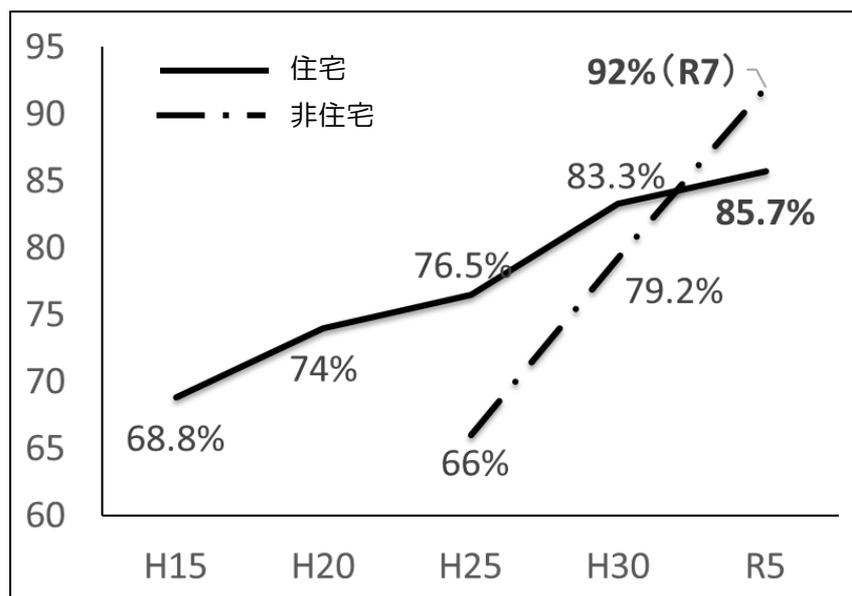
## 2 耐震化の現状と課題

### (1) 耐震化の進捗状況

当初促進計画（平成 19 年 1 月策定）以降の耐震化率の推移と目標を以下のグラフに示す。

住宅は令和 12 年度末の耐震化率目標 90%に対し、実績値は 85.7%（令和 5 年度）、非住宅は令和 7 年度末の耐震化率目標の概ね完了に対し、92.0%（民間建築物 66.7%、公共建築物 94.2%）（令和 7 年度）となっている。

(図－1) 耐震化の推移



※ 非住宅の R7 実績はホテル・旅館を除いている。

## (2) 住宅

### ① 耐震性の不足する住宅の現状

昭和 55 年以前に旧耐震基準により建てられた住宅は耐震性の不足するものが多く、平成 15 年から令和 5 年までの 20 年間で約 5 万 8 千戸減少している。このため耐震化率の上昇は、耐震性の不足する住宅の解体又は建替えが主な要因と考えられる。

(表－3) 住宅の耐震化率の推移

		平成15年	平成20年	平成25年	平成30年	令和5年
住宅総数	A	372,500	383,000	384,000	393,200	391,500
昭和56年以降に建築	B	198,700	225,800	239,800	270,000	283,300
昭和55年以前に建築		173,800	157,200	144,200	123,300	108,200
	うち、耐震性あり	C	59,300	60,400	53,900	57,700
	うち、耐震性不足		114,500	96,800	90,300	56,100
耐震化率	( B + C ) / A	69.30%	74.70%	76.50%	83.30%	85.70%

「平成 15 年～令和 5 年住宅・土地統計調査」(総務省統計)をもとに作成

### ② 建て方別耐震化の状況

住宅の耐震化の状況は、戸建住宅と共同住宅で進捗状況に差が生じている。

共同住宅(アパート、マンション等)の耐震化率が 98.2%とほぼ終了しつつあるのに対し、戸建住宅は 81.7%にとどまっている。

今後の対策は、戸建住宅を中心に実施する必要がある。

(表－4) 令和 5 年住宅・土地統計調査結果

区分	総戸数	昭和56年以降の住宅	昭和55年以前の住宅	うち耐震性あり	耐震化率 (B+C)/A
	A	B		C	
住宅全体	391,500	283,300	108,200	52,100	85.7%
戸建住宅	297,900	197,300	100,600	46,200	81.7%
共同住宅	93,600	86,000	7,600	5,900	98.2%

「令和 5 年住宅・土地統計調査」(総務省統計)をもとに作成

注)・建築年代不詳戸数は、昭和 55 年以前と昭和 56 年以降との割合で按分

・共同住宅は、戸建て以外の共同住宅、長屋建て、その他

### ③ 住宅の改修等に対する経済的負担

①で述べたように、昭和 55 年以前に建てられた住宅は耐震性の不足しているものが多く、築 45 年以上経過している。こうした住宅に住む世帯の約 7 割は、65 歳以上の者が家計を支えている。

また、県内の既存住宅は床面積が広く、耐震改修工事の費用が高額となる傾向がある。老朽化や近年の物価及び人件費高騰により費用は上昇しており、耐震化には経済的負担が大きい。

(参考)

- ・耐震診断補助利用者の年齢構成：60代(27.7%)、70代(42.0%)、80代(21.4%)
- ・耐震改修を実施しない理由：耐震改修費用が高額なため(54.1%)
- ・耐震改修の自己負担許容額：150万円以下(64.4%)

出典：山形県県土整備部建築住宅課

「木造住宅耐震診断補助金制度利用者アンケート」(令和6年9月)

- ・県内の耐震改修に要した費用の平均：約280万円(R4～R6耐震改修補助実績値)

#### 【課題】

高齢化や高額な費用により建替えや耐震改修が難しい住宅の所有者が多くいることから、耐震性が不足する住宅の減少は今後鈍化すると見込まれる。

また、熊本地震や能登半島地震では、平成12年以前に建てられた木造建築物についても倒壊・崩壊の被害が見られた。

#### 【今後の方向性】

耐震化、減災対策への支援を継続するとともに、住替えを支援し、耐震性のない住宅の除却を促していく。あわせて、低コストな耐震改修の普及を図る。

また、平成12年以前の木造建築物についても耐震化を推進していく。

### (3) 非住宅

#### ① 民間建築物

耐震診断義務付け対象建築物\*のうち、民間建築物の耐震化率は、66.7%にとどまっており、伸び悩みの兆候が見られる。主な要因は、工事に多額の費用がかかることや、営業しながら工事を行うことが困難であることなどが考えられる。

令和8年3月現在で、耐震化未対応施設の様子は次のとおりである。

- a) 大規模商業施設は、2施設で未対応。それぞれの施設で解体・耐震化に向けた動きがある。
- b) 大規模ホテル・大規模旅館は、4施設で未対応。これらの施設では設備更新や老朽化に伴う改修工事に多額の投資を行っていることに加え、近年の物価及び人件費高騰により耐震改修に必要な資金調達の見通しが立たないことなどから、耐震改修計画が具体化していない。

※耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられた大規模な建築物(別表1参照)

#### ② 公共建築物

県有施設はほぼ耐震化が完了しており、市町村施設については、4施設が未対応であるものの概ね計画どおり建替えや改修が進んでいる。

### 【課題】

大規模な民間・公共建築物は地震で被災した際の影響が大きいことから、早急に対応する必要があるが、営業を継続したままの工事が難しいことや資金調達の見通しが立たないことなどにより、耐震化の進捗が鈍化している。

### 【今後の方向性】

未対応施設の実情を踏まえ、改修費用の負担軽減に資する制度の周知や必要に応じた助言・指導等を継続的に実施する。

## 3 耐震化率の目標

### (1) 住宅

① 耐震化率を次のとおり定める。

(実績) 令和5年度	(目標) 令和17年度
85.7 %	95.0 %

② 住宅全体の耐震化が難しい世帯に対しては、寝室や居間の部分補強、耐震シェルターや防災ベッドの設置等による減災対策を進め、上記①の耐震化と合わせた減災対策率を次のとおり定める。

(実績) 令和5年度	(目標) 令和17年度
87.6 %	概ね解消

### (2) 非住宅

耐震診断義務付け対象建築物の耐震性不足解消率<sup>\*</sup>を次のとおり定める。

(実績) 令和7年度	(目標) 令和12年度
90.3 %	概ね解消

<sup>\*</sup>耐震診断義務付け対象建築物棟数に占める、耐震性のある建築物棟数及び除却や建替えによる耐震性が不十分な建築物の解消棟数の割合

## 第4章 住宅・建築物の耐震化等の促進を図るための施策

### 1 所有者、県、市町村、建築関係団体等の役割

#### (1) 所有者

所有する住宅・建築物の耐震化、減災対策及び建替え（以下、「耐震化等」という。）の実施に努める。

#### (2) 県

所有者が耐震化等を実施しやすい環境の整備や必要な施策の展開に努める。

(本庁の役割)

- ① 県計画の改定、市町村計画策定・改定への助言
- ② 耐震化等支援策の実施

- ③ 耐震化等に必要な技術者の養成
- ④ 市町村、建築関係団体との連携・調整  
(総合支庁の役割)
- ⑤ 相談窓口の設置、管内市町村と連携した情報提供・啓発等の実施

### (3) 市町村

住民に最も近い基礎自治体として、地域防災に必要な住宅・建築物の耐震化等の状況の情報収集に努めるとともに、自治会等を通じて所有者が耐震化等を実施しやすい環境の整備や必要な施策の展開に努める。

- ① 市町村計画の策定・改定
- ② 耐震化等支援策の実施
- ③ 相談窓口の設置、情報提供・啓発等の実施
- ④ 木造住宅の耐震化等に必要な技術者の養成

### (4) 建築関係団体

県、市町村が実施する県民への情報提供、各種啓発に協力するとともに、耐震診断、耐震設計、耐震改修工事を行う技術者の育成等、行政と連携し耐震化等の促進に努める。

## 2 耐震化等の促進に向けた支援

(1) 県は、住宅・建築物の耐震化等を促進するため、市町村に対して補助制度の設置を促し、協力・連携して円滑な事業推進に努める。また、低コストな耐震改修の普及や平成12年以前に建てられた木造建築物の耐震化に取り組む。

(2) 県は、税制度やリバースモーゲージ型住宅ローンなどの様々な制度の活用が図られるよう、市町村や建築関係団体と連携し所有者等への周知に努める。

## 3 耐震化等実施への環境整備

(1) 県民が安心して耐震化等の工事を行えるよう、県・市町村・建築関係団体で構成する「山形県住宅・建築物地震対策推進協議会」を活用し、情報共有、意見交換を随時実施する。

(2) 低コストな耐震改修を普及するため、「山形県住宅・建築物地震対策推進協議会」において技術者を育成し、普及体制の構築を図る。また、技術者の名簿は、県民からの相談・照会に活用する。

## 4 地震時の住宅・建築物の総合的な安全対策

建築物の耐震化等と合わせて以下の取組みを推進する。

### (1) 家具等の転倒防止

地震時における家具の転倒防止策についてパンフレット・DVDを活用して県民に対

策事例を紹介し、自らできる取組みを勧める。

## (2) ブロック塀の倒壊防止

危険なブロック塀の解消を図るため所有者に除却等について指導する。また、市町村に対しては、管内の危険ブロック塀解消を促進させるため除却に係る補助制度の創設を促す。

## 5 避難路沿道建築物の状況把握

地震時において、住宅・建築物の倒壊が緊急車両の通行や県民の避難の妨げにならないよう、下記の道路に関して、沿道の状況を把握し、指定に向けた調査、検討を進める。

### ①緊急輸送道路

山形県地域防災計画（震災対策編）に記載された緊急輸送道路（1次、2次）

### ②避難所に通ずる避難路

市町村が地域防災計画において指定する地域の避難所に通ずる避難路

## 6 その他の促進策

### (1) 計画の認定等の周知

耐震改修促進法第17条第3項（容積率等の特例）、第22条第2項（表示制度）、第25条第2項（区分所有建築物の決議要件の緩和）の認定について、市町村と連携し、建築物所有者へ周知を図る。

### (2) がけ地近接等危険住宅の移転促進

地震に伴うがけ崩れ等による住宅の被害を軽減するため、がけ地近接等の危険住宅について、国の制度を活用し、移転を促進する。

## 第5章 住宅・建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発等

### 1 地震ハザードマップの活用

住宅・建築物の耐震化等促進のためには、その地域で発生が予測されている地震や地震による被害の可能性を県民に伝え、耐震化等への意識を啓発することが重要である。

県は、市町村が地震ハザードマップを作成する場合に既策定の山形県内4断層帯被害想定資料活用等について協力する。

### 2 相談体制整備・情報提供の充実

県は、各総合支庁に設置された県民向けの相談窓口を周知するとともに、各市町村の窓口設置も引き続き要請する。

### 3 広報、講習会、啓発活動の実施

#### (1) パンフレットの配付・活用

県は県民向けに耐震化等への意識向上を図るためのパンフレットを作成する。この

パンフレットは、県民に向けて広く配布するほか、住宅のリフォーム工事に合わせて耐震改修を一緒に行えるよう、建築関係団体から活用していただく。

## (2) 広報誌等による啓発

県は市町村と連携し、広報誌やラジオ、テレビ、インターネットを活用し、耐震化等に係る支援事業や融資制度の活用等を広く県民に啓発を行う。

## (3) イベントの機会を利用した啓発活動

県は住宅関連のイベントで無料相談を実施する。

## (4) 講習会の開催

県は住宅・建築物の耐震診断士を養成する講習会及び耐震改修の工法や事例紹介等技術者向けの講習会を市町村及び建築関係団体の協力を得て開催する。

## (5) 建築物防災週間における取組み

県は、年2回実施している建築物防災週間<sup>※</sup>における取組みの一環として、建築物の所有者に対し以下の事項を周知する。

①地震時の窓ガラスや天井落下の危険性

②エレベーターの地震管制運転装置・エスカレーター脱落防止のための安全装置の設置

※建築物防災週間

火災、地震、がけ崩れ等による建築物の被害や人的被害を防止し、安心して生活できる空間を確保するために、建築物に関連する防災知識の普及や防災関係法令・制度の周知徹底を図り、建築物の防災対策の推進に寄与することを目的として設けられるもの。

期間中は、建築物への立入調査をはじめ、建築物の安全対策に係る普及啓発を行っている。

## 4 自治会等との連携

県は市町村と連携し、自治会の自主防災活動や福祉サービスの機会をとらえて、自宅の耐震化や危険ブロック塀の撤去を指導するとともに、町内会公民館・集会場において、映像や模型を活用した耐震相談会を実施する。

## 第6章 法に基づく指導等

### 1 耐震改修促進法による指導、助言等の実施（対象建築物は別表1を参照）

所管行政庁<sup>※</sup>は、耐震改修促進法第15条第1項及び第16条により、耐震診断及び耐震改修の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、所有者等に対して指導及び助言を行う。

さらに、所管行政庁は、耐震改修促進法第15条第2項により、政令で定める特定既存耐震不適格建築物について、必要な耐震診断及び耐震改修が行なわれていないと認めるときは、所有者等に対し必要な指示を行う。なお、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときはその旨を公表する。

## 2 建築基準法による勧告、命令等の実施

所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の所有者が耐震改修促進法に基づく指導・助言及び指示等に従わずに必要な対策をとらなかった際に、構造上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認めた場合、建築基準法第10条の規定に基づく勧告、命令を行う。

※建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町村の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

## 第7章 その他関連施策の推進

### 1 空き家の耐震化

地震時に倒壊の恐れのある老朽化した空き家の住宅・共同住宅についても、周囲に影響を与えることが危惧されるため、所有者に対して除却を促す。

### 2 住宅性能表示制度の活用

耐震性の高い住宅のストック形成のため、住宅性能表示制度を活用して耐震建て替えの促進を図るため普及啓発を行う。

### 3 地震保険の加入推進

住宅の耐震化等とともに、地震保険加入の推進を図るため普及啓発を行う。

# 別表 1

## 「耐震改修促進法」に基づく特定建築物一覧

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館				
賃貸住宅（共同住宅に限る。）寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター他これらに類するもの				
幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500㎡以上	5,000㎡以上、かつ、敷地境界線から一定距離以内に存する建築物
避難路沿道建築物		耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）	左に同じ	耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）
防災拠点である建築物				耐震改修等促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるもの

## 別表 2

### 要安全確認計画記載建築物一覧

#### 1 地域防災計画に定められた県及び市町村の災害対策本部の設置場所となる庁舎等

耐震診断結果の報告期限：平成27年12月31日

所有者等	対象施設	所在地	耐震性 <sup>※1</sup>	改修等状況
山形県	県庁舎	山形市松波二丁目8番1号	○	—
	村山総合支庁西庁舎	寒河江市大字西根字石川西355	○	改修済
	置賜総合支庁西庁舎	長井市高野町2-3-1	○	改修済
	庄内総合支庁本庁舎	三川町大字横山字袖東19番1	○	改修済
鶴岡市	鶴岡市庁舎	鶴岡市馬場町9-25	○	改修済
新庄市	新庄市庁舎	新庄市沖の町10番37号	○	改修済
寒河江市	寒河江市庁舎	寒河江市中央一丁目9番45号	○	改修済
上山市	上山市役所本庁舎	上山市河崎一丁目1番10号	○	改修済
村山市	村山市庁舎	村山市中央一丁目3番6号	○	改修済
天童市	天童市庁舎	天童市老野森一丁目1番1号	○	改修済
南陽市	南陽市庁舎	南陽市三間通436-1	○	—
中山町	中山町役場庁舎	中山町大字長崎120番地	○	改修済
西川町	西川町役場庁舎	西川町大字海味510番地	○	改修済
朝日町	朝日町役場庁舎	朝日町大字宮宿1115	○	改修済
大江町	大江町役場庁舎	大江町大字左沢882-1	○	改修済
舟形町	舟形町役場庁舎	舟形町舟形263番地	○	改修済
最上町	最上町役場庁舎	最上町大字向町644	○	改修済
金山町	金山町役場庁舎	金山町大字金山324番地1	○	改修済
真室川町	旧真室川町役場庁舎 <sup>※2</sup>	真室川町大字新町127-5		建替済
戸沢村	戸沢村役場庁舎	戸沢村大字古口270番地	○	改修済
大蔵村	大蔵村役場本庁舎	大蔵村大字清水2528		建替中
飯豊町	飯豊町役場庁舎	飯豊町大字椿2888		
三川町	三川町役場庁舎	三川町大字横山字西田85	○	改修済
庄内町	庄内町役場立川総合支所 <sup>※2</sup>	庄内町狩川字大釜22	○	改修済

(耐震性及び改修等状況は、令和8年3月末時点)

※1 ○：耐震性あり

※2 災害対策本部は新庁舎へ移転済（令和2年5月）

## 2 市町村の意見を踏まえ知事が定めた市町村の防災拠点施設

耐震診断結果の報告期限：平成29年3月31日

所有者等	対象施設	所在地	耐震性	改修等状況
酒田市	酒田市総合文化センター	酒田市中央西町2-59	○	改修済
	平田農村環境改善センター	酒田市飛鳥字契約場70番地の1	○	改修済
金山町	農村環境改善センター	金山町大字金山571	○	—
	町立診療所	金山町大字金山548-2	○	—

耐震診断結果の報告期限：平成30年12月31日

所有者等	対象施設	所在地	耐震性	改修等状況
上山市	北部地区公民館	上山市弁天一丁目6-8	○	改修済
	本庄地区公民館	上山市皆沢字鶴巻1247-1	○	改修済
	南部地区公民館	上山市河崎一丁目1-23	○	改修済
	宮生地区公民館	上山市下生居字屋敷前288	○	—
舟形町	中央公民館	舟形町舟形126	○	改修済
真室川町	町民武道館	真室川町新町239-4	○	—
	歴史民俗資料館	真室川町新町233-1	○	—
庄内町	庄内町立谷沢まちづくりセンター	庄内町肝煎字福地山本53-1	○	改修済

(耐震性及び改修等状況は、令和8年3月末時点)

## 参考資料

防災拠点となる公共施設等（令和6年4月1日時点、総務省消防庁調査）

	県			市町村			合計		
	対象	耐震性有	耐震化率	対象	耐震性有	耐震化率	対象	耐震性有	耐震化率
社会福祉施設	37	37	100.0%	198	189	95.5%	235	226	96.2%
文教施設	51	51	100.0%	696	694	99.7%	747	745	99.7%
庁舎	46	46	100.0%	92	88	95.7%	138	134	97.1%
公民館等	1	1	100.0%	333	316	94.9%	334	317	94.9%
体育館	1	1	100.0%	73	62	84.9%	74	63	85.1%
診療施設	12	12	100.0%	66	65	98.5%	78	77	98.7%
警察署等	55	46	83.6%	-	-	-	55	46	83.6%
消防署等	4	4	100.0%	57	54	94.7%	61	58	95.1%
その他	11	11	100.0%	130	118	90.8%	141	129	91.5%
合計	218	209	95.9%	1,645	1,586	96.4%	1,863	1,795	96.3%

公営住宅等（令和7年3月31日時点）

	県			市町村			合計		
	管理戸数	耐震性有	耐震化率	管理戸数	耐震性有	耐震化率	管理戸数	耐震性有	耐震化率
公営住宅等	3,275	3,275	100%	6,340	6,340	100.0%	9,615	9,615	100.0%

注) ・管理戸数は、除却予定が明らかなものを除く  
 ・公営住宅等とは、公営住宅及び改良住宅